

社会福祉法人わらしこの会 役員・評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人わらしこの会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。なお、評議員等とは評議員選任・解任委員を含むこととする。

3 評議員の報酬等は定款第八条に定めるところにより、各年度の総額を超えない範囲で支給することができる。

4 役員の報酬等は別表3により定める総額の範囲内で支給することができる。

5 評議員会等には評議員会選任・解任委員会を含むこととする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事、監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 理事、監事、評議員等が評議員会等に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長等が法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2の2に

より報酬を支払うことができる。

- 2 理事が理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 の 2 により報酬を支払うことができる。
- 3 評議員が理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 の 2 により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第 5 条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により報酬を支払うことができる。

- 2 監事が法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 の 2 により報酬を支払うことができる。

(兼務役員)

第 6 条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(支払の形態)

第 7 条 報酬等の支給の時期は、別表 2 の 1 については当月中に支払うものとし、別表 1 及び別表 2 の 2 については毎月 15 日締め（先月 16 日から当月 15 日ごとに集計）とし当月 25 日迄に支払うものとする。支払い方法は本人の同意を得た本人名義の金融機関の口座に振り込みで支給する。

- 2 第 1 項にかかわらず、業務発生当日に当該日の報酬を現金で支給することができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替
金等を控除して支給する。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則 この規程は、平成30年4月1日より施行する。

付 則 この規程の改正は、令和2年4月1日より施行する。

役員報酬 別表

別表 1 (理事会・評議員会出席報酬)

名 称	報 酬
理事会出席報酬等 (1 回)	5, 0 0 0 円
評議員会出席報酬等 (1 回)	1 0, 0 0 0 円

別表 2 の 1 (理事長報酬)

名 称	報 酬	備 考
理事長報酬 (月額)	1 2 0, 0 0 0 円	理事会・評議員会、その他の業務、及び交通費を含む

※ 理事長は、理事会において理事長職務の報告を行うものとする。

別表 2 の 2 (理事長以外の業務報酬)

名 称	報 酬	備 考
理事及び評議員業務報酬等 (1 時間)	2, 0 0 0 円	職員との兼務がない場合
監事監査指導報酬等 (1 時間)	2, 0 0 0 円	

※ 3 0 分に満たない場合は支給しない。30 分～59 分は半額 1, 0 0 0 円を支給する。

別表 3 (理事及び監事に支給する役員報酬の総額)

会計年度支給総額	3, 0 0 0, 0 0 0 円
----------	-------------------

別表 1、別表 2 に定める報酬額は所得税の徴収を行った上で役員・評議員等に支払う金額とする。

理事長を除く役員の交通費は役員の請求により別途実費で支給する。